

第 1 0 回総会議事録

<開催日> 令和 6 年 5 月 8 日（水曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室 A 1 A 2）

<会議に付した議案等>

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 4 4 号～報告第 6 2 号

農地法第 3 条の 3 届出 4 件

農地法第 4 条届出 2 件

農地法第 5 条届出 1 3 件

日程第 3 報告第 6 3 号～報告第 6 9 号 農地の転用事実等に関する照会 7 件

日程第 4 報告第 7 0 号～報告第 7 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項等通知 9 件

日程第 5 報告第 7 9 号 「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等」の
修正について 1 件

日程第 6 議案第 3 1 号～議案第 3 4 号 農地法第 3 条許可申請 4 件

日程第 7 議案第 3 5 号～議案第 3 7 号 農地法第 4 条許可申請 3 件

日程第 8 議案第 3 8 号～議案第 4 5 号 農地法第 5 条許可申請 8 件

日程第 9 議案第 4 6 号 木更津市農用地利用集積計画の決定について
（令和 6 年度第 2 次計画分） 1 件

日程第 1 0 議案第 4 7 号 「令和 5 年度最適化活動の目標及び目標に対する
点検・評価」及び「令和 5 年度農業委員会の農地
利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況
の公表」の決定について 1 件

<出席委員>

1 番 小倉 和	2 番 露寄 伸哉	3 番 礪貝 正一
4 番 地曳 昭裕	5 番 鈴木 康裕	6 番 寫野 知明
7 番 村田 正明	8 番 村上 常雄	9 番 関 和美
10 番 桐谷 勝美	(11 番 欠員)	12 番 和田 倉吉
13 番 金子 一夫	14 番 宮沢 伸子	15 番 礪貝 徳三
16 番 石渡 和美	17 番 齋藤 洋一	18 番 杉山 孝

以上 17 人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長 山口 裕之	係長 土屋 直輝	主任主事 杉沢 謙太郎
事務員 山村 美緒		

<午後 3 時 00 分開会>

議長	委員の皆様には、総会への出席を頂き、ありがとうございます。 ただ今から、第10回総会を開催いたします。 本日の出席委員は17名であり、定数の過半数を超える出席がありますので、会議は成立していることを報告いたします。 本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。 それでは、日程に入ります。 日程第1議事録署名委員の指名につきましては、議席1番小倉和委員と、議席9番関和美委員を指名いたします。 書記には、事務局職員山村事務員を任命します。 次に、日程第2から第4の、報告第44号から報告第78号の3ページからの35件につきまして、事務局から報告を求めます。
事務局	報告案件についてご説明いたします。 日程第2、報告第44号から報告第62号について、まず農地法第3条の3の届出が4件ありまして、全て相続によるものです。 次に、農地法第4条の届出が2件ありまして、どちらも住宅関係への転用の届出でした。 次に、農地法第5条の届出が13件ありまして、そのうち10件が住宅関係、2件が駐車場用地、1件が資材置き場用地への転用の届出でした。 次に、日程第3、報告第63号から報告第69号について、農地の転用事実等に関する照会7件ですが、全て法務局からの照会で、全て非農地と回答しております。 次に、日程第4、報告第70号から報告第78号について、農地法第18条第6項等の通知9件ですが、農地法に係る解約が3件、基盤強化法に係る解約が6件でした。 以上で、説明を終わります。
議長	次に、日程第5、報告第79号、11ページの、令和6年度最適化活動の目標等の設定等の修正について、事務局から報告を求めます。
事務局	報告第79号、令和6年度最適化活動の目標等の設定等の修正について、説明いたします。 こちらは、前回の第9回総会において決定し千葉県に報告させていただいたところ、13ページのローマ数字Ⅱ最適化活動の目標1最適化活動の成果目標(2)遊休農地の解消 ②目標ア既存遊休農地の解消の項目内で、令和3年度の数値を基に目標を立てるべきところを、令和4年度の数値を基に作成していたため、杉山会長含め役員の方々に了承をいただき、修正いたしましたことをご報告いたします。 本来ですと再度議案として上程すべきものでありますが、本件に関して4月中の公表が義務付けられていたため、このような形をとらせていただきました。 大変申し訳ございませんでした。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	次に日程第6、議案第31号から議案第34号まで、15ページからの、農地法第3条の許可申請4案件について、議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第31号から議案第34号、農地法第3条許可申請4案件について、ご説明いたします。 初めに、議案第31号及び第32号ですが、申請箇所は3条位置図1の矢那地先の農地になります。 農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。 次に、議案第33号ですが、申請箇所は3条位置図2の矢那地先の農地になります。

事務局	農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。 次に、議案第34号ですが、申請箇所は3条位置図3の下郡地先の農地になります。農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。 以上で事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 初めに、議案第31号から第33号までについて、村上委員をお願いします。
村上委員	議案第31号、32号について、譲受人が同一のため、まとめてご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約170日で、7,730㎡の農地を家族2人で耕作しています。 農業機械はトラクター・草刈機・農用トラック等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。 申請地の現況は畑で露地野菜を作付けするとのことで 周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 次に、議案第33号についてご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約70日で、5,331㎡の農地を家族2人で耕作しています。 農業機械はトラクター・耕うん機・田植機等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。 申請地の現況は田で水稻を作付けするとのことで 周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	次に、議案第34号について、小倉委員をお願いします。
小倉委員	議案第34号についてご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、17,958㎡の農地を家族3人で耕作しています。 農業機械はトラクター・耕うん機・農用トラック等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。 申請地の現況は田で水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 なお、申請者の現住所は市原市ですが、奥さんの実家が下郡にあり、ほぼ毎日通ってきて農作業に従事しております。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願

議長

いします。

ご意見等も無いようですので、採決にうつります。

3条議案第31号から議案第34号までについて、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第31号から第34号までについては、許可と決定いたします。

次に、日程第7議案第35号から第37号まで、16ページの農地法第4条の許可申請3件について議題に供します。

なお、議案第37号については、第5条との関連案件であり、第5条議案の第38号と併せて議題に供します。

まず、議案第35号及び第36号について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第35及び議案第36号、農地法第4条許可申請の2案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第35号について、ご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図4-1の高柳地先の農地になります。

申請目的は、戸建て賃貸住宅として転用するものです。

農地区分は第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準についてご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関の融資証明により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はおりません。

事業完了予定ですが、令和6年12月末を予定しております。

最後に、他法令との関係ですが、開発行為に係る証明書なども添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第36号について、ご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図4-2の高柳地先の農地になります。

こちらは令和6年4月開催の第9回総会にて、農地法第5条の規定による許可後の計画変更にて、許可相当として県に上程した案件となります。

その際に千葉県より、転用目的を変更した場合には農地法第5条の規定による許可後の計画変更及び農地法の許可も併せて申請するよう指導があったため、この度農地法の転用許可申請がなされたものです。

農地法第4条許可である理由は、既に所有権移転がなされており、転用の申請人が所有者であるため、4条の許可申請となります。

建物の数や工事の方法などの内容は当初の許可から変更はありません。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の礒貝正一委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

礒貝正一委員

議案第35号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は各宅地内の雨水浸透施設で処理し、オーバーフロー分については北側水路へ放流します。

議員正一委員

汚水・雑排水については合併処理浄化槽で処理した後、北側水路へ放流する計画のため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

次に、議案第36号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、ご説明いたします。

まず、本申請は事務局からの説明にもあったとおり、前月総会にて許可相当となった案件となります。

周辺農地の営農条件への支障についてという点では、前月総会時の説明と同様に転用目的が変わるわけではなく、周辺の状況も変わりありませんので、問題はなく、転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

先程の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第35号及び第36号の農地法第4条の許可申請について、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。よって、議案第35号及び第36号は許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に、議案第37号と農地法第5条、議案38号について、関連案件のため、併せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第37号から議案第38号、農地法第4条及び第5条の許可申請の2案件について、関連案件のため、併せてご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図4-3の長須賀地先の農地になります。

こちらも議案第36号と同様の案件となり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更後に、再度農地法の転用許可申請がなされたものです。

議案第38号が農地法第5条許可である理由は、この土地のみ所有権移転がされていないためとなります。

建物の数や工事の方法などの内容は当初の許可から変更はありません。

以上で事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の露寄委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

露寄委員

議案第37号及び38号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営

露寄委員

農条件への支障について、ご説明いたします。

まず、本申請は事務局からの説明にもあったとおり、前月総会にて許可相当となった案件となります。

周辺農地の営農条件への支障についてという点では、前月総会時の説明と同様に転用目的が変わるわけではなく、周辺の状況も変わりありませんので、問題はなく、転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

先程の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、4条議案第37号及び5条議案第38号の2案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

委員

異議なし。

議長

ご異議も無いようですので、採決いたします。

4条議案第37号及び5条議案第38号の許可申請について、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第37号及び5条議案第38号は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第8議案第39号から45号まで、17ページからの、農地法第5条の許可申請7件について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第39号から議案第45号、農地法第5条許可申請の7案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第39号についてですが、申請箇所は、転用位置図5-1の万石地先の農地になります。

申請目的は、資材置き場として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請となります。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はおりません。

事業完了予定ですが、令和6年9月末に完成を予定しております。

最後に、他法令で関係するものは特にございませんでした。

次に、議案第40号及び第41号ですが、譲受人が同一のため併せて説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-2の長須賀地先の農地になります。

申請目的は、駐車場として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定ですが、令和6年12月末までの完成を予定しております。

最後に、他法令の関係ですが、埋め立てに係る事前協議票なども添付され、問題ないものと思われます。

次に、議案第42号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の長須賀地先の農地になります。

申請目的は、長屋住宅として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関の融資証明により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定ですが、令和7年3月末までの完成を予定しております。

最後に、他法令の関係ですが、開発行為許可に係る証明書なども添付され、問題ないものと思われます。

次に、議案第43号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4の矢那地先の農地になります。

申請目的は、専用住宅として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し自己資金及び借入金で賄う計画であり、金融機関の残高証明及び融資証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定ですが、令和6年12月末を予定しております。

最後に、他法令の関係ですが、開発に係る事前協議票も添付され、問題ないものと思われます。

次に、議案第44号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5の上根岸地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定ですが、許可後6ヵ月までの完成を予定しております。

最後に、他法令の関係ですが、売電に係る契約書なども添付され、問題ないものと思われます。

次に、議案第45号ですが、申請箇所は、転用位置図5-6の上根岸地先の農地になります。

申請目的は、駐車場及び資材置き場として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し自己資金及び借入金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書及び融資証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定ですが、令和7年3月31日に完成を予定しております。

最後に、他法令で関係するものは特にございませんでした。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 はじめに、議案第39号について、地曳委員をお願いします。
地曳委員	議案第39号について、申請地の調査をしまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	続いて、議案第40号から第42号までについて、露寄委員をお願いします。
露寄委員	議案第40号及び41号について、申請地の調査をしまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地はないため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用せず、自身の土地を進入路として利用するため問題ないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 続いて、議案第42号について、申請地の調査をしまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、碎石による埋立てであり、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は宅地内の雨水浸透施設で処理し、オーバーフロー分については北側水路へ放流します。 汚水・雑排水については合併処理浄化槽で処理した後、北側水路へ放流する計画のため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地はないため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

露寄委員	以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	続いて、議案第４３号について、村上委員お願いします。
村上委員	議案第４３号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水・雑排水は浄化槽で処理した後に雨水とともに西側既存側溝へ放流する計画のため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、一団の農地の端に位置するため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接地に営農中の農地はないため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	続いて、議案第４４号及び第４５号について、小倉委員お願いします。
小倉委員	議案第４４号及び第４５号について、佐藤英雄推進委員とともに申請地の調査をしてまいりました。 まず議案第４４号についてですが、太陽光発電施設を設置するものです。 土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺はほぼ太陽光施設で埋め尽くされている状況ですので問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも２メートル程度であるため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 続いて、議案第４５号について、資材置き場及び駐車場施設に転用するための申請となります。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周辺は申請地よりも高いため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、申請地東側が太陽光発電施設で西側が道路となっているため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

小倉委員	最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。先程の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。 ご意見等も無いようですので、採決にうつりたいと思います。 議案第３９号から第４５号の７案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。 〈 異議無しの声 〉 ご異議も無いようですので、採決いたします。 議案第３９号から第４５号までについて、許可に賛成の方は挙手願います。 〈 挙 手 〉 挙手全員であります。よって、議案第３９号から第４５号までの７案件は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。 次に、日程第９議案第４６号、１９ページからの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和６年度第２次計画分を、議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第４６号、木更津市農用地利用集積、令和６年度第２次計画の決定について、ご説明いたします。 本案件は、令和６年４月２５日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法 第１８条第１項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。 それでは、議案書の利用明細書に沿って、ご説明いたします。 今回の計画は、計画１から１１となっております。 利用目的は、計画８が露地野菜、その他の計画が水稻となっております。 利用権設定の種類は全て賃借権となっております。 利用権設定期間は、計画７が３年、計画８が５年、残りの計画全てが１０年となっております。 計画合計数は、利用権の設定が４４筆、面積が合計３５，２７５平方メートルとなっております。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から 現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 はじめに、計画番号１番及び２番について、桐谷委員お願いします。
桐谷委員	計画番号１番及び２番について、借り受ける者が同一のため、まとめて説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

桐谷委員	以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	次に、計画番号３番から６番までについて、議員正一委員お願いします。
議員正一委員	計画番号３番から６番について、借り受ける者が同一のため、まとめて説明します。 本件は、土地所有者が高齢で後継者を探していて、今回譲受人が農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から全く問題ないと思われます。効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	次に、計画番号７番及び８番について、金子委員お願いします。
金子委員	計画番号７番及び８番について、借り受ける者が同一のため、まとめて説明します。 推進委員の豊島委員と一緒に現地調査に行ってまいりました。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 計画番号７番における申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことです。 また、計画番号８番における申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けするとのことです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	次に、計画番号９番から１１番までについて、小倉委員お願いします。
小倉委員	計画番号９番から１０番について、借り受ける者が同一のため、まとめて説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。 以前も借り受けているものもありますが、一度期限が切れているので新規になります。 利用権の設定を受ける法人の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 続いて、計画番号１１番について説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、既に借りている当該農地を期間更新するものです。 利用権の設定を受ける法人の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことです。

小倉委員

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

なお、本案件の第2次計画分には、■■委員にかかる計画がありますので、議事参与の制限により、■■委員は退席願います。

《 ■■委員 退席 》

それでは、採決いたします。

議案第46号木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和6年度第2次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。よって、議案第46号は、原案のとおり決定しましたので、市長にその旨を回答するものといたします。

それでは、退席されております、■■委員には、お戻り願います。

《 ■■委員 着席 》

次に、日程第10議案第47号、28ページからの令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検評価及び令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の決定について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第47号についてご説明いたします。

こちらは国のガイドラインに基づき、昨年の令和5年4月の第33回総会にて審議及び決定いたしました、農地利用最適化活動の目標に対する、点検・評価に関するものでございます。

具体的には昨年度に設定した目標数値に対する結果の報告となります。

それでは、内容についてご説明いたします。

29ページ、議案第47号資料をご覧ください。

29ページは農業委員会全体の活動の点検・評価となっております。

30ページ以降に詳細がありますが、その内容の一覧表になります。

次に30ページをご覧ください。

こちらは農業委員会の状況について各数値を記しています。

次に、31ページをご覧ください。

ここから目標値に対する実績の報告になります。

大きく4つの項目がありまして、農地の集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、最適化活動の活動目標となります。

まず、農地の集積ですが、令和5年4月に改正した農地等の利用の最適化の推進に関する指針を基に設定した集積率について、51%とする目標に対する実績となります。

令和5年度末の集積率については、13.5%となり、目標をやや上回る結果となりました。

事務局

次に、遊休農地の解消については、令和3年度の利用状況調査で示された1号遊休農地の中の緑区分の遊休農地を解消することを目標としており、それに対する実績となります。

昨年度の目標値13.4ヘクタールに対し、解消実績面積は12.2ヘクタールとなり目標に対しての達成状況は91%となり、目標をやや下回る結果となりました。

次に、新規参入の促進でございます。

こちらは分かりづらいのですが、目標設定が単純な新規参入者ではなく、地主の意向で新規参入者に対して土地を貸し付けても構わない旨を同意してもらい、その農地をホームページなどで公表したものがあつたという実績になります。

こちらでも同意を得て公表している農地は無いため実績はありません。

また、参考の新規参入者の数が6となっておりますが、こちらはあくまでも貸し借りではなく売買などで取得したものが対象となり、木更津市では原則として新規参入者に対しては最初に賃借権設定ではじめてもらっているケースが多いので6となっております。

最後に、最適化活動の活動目標ですが、活動日数の目標は1人当たり月6日となっております。

これに対して皆様から毎月提出していただいている活動報告をもとに算出すると平均して2.58日となっております。

ただし、こちらの日数についてですが、主に地元の農業者の方からの相談や会合などはカウントされますが、例えばこの総会や事務局からお願いしている農地の確認などはカウントされません。

それらを除いて目標6日という日数は国から示されている目標の最低日数となっており、実績としては目標を下回るという結果になります。

以上で目標に対する数値を出すと農地の集積では目標をやや上回り、他の3項目で目標を下回るという結果になってしまいますが、これは国から示されている目標が高かったり、木更津市内でも農業に係る個別的な地域差などもあるなかで、平均的に算出すると目標を下回ってしまうという形になってしまいます。

日頃から活動していただいている委員の皆様に対して個人的に申し訳ないと思いますが、ご報告とさせていただきます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、質問・意見等がございましたら お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第47号、令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価及び令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の決定について、賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり決定し、木更津市のホームページに掲載すると共に、千葉県に報告いたします。

これにて、本日の報告事項並びに議案の審議は、全て終了いたしました。以上をもちまして、第10回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後4時12分であります。

長時間にわたり、ご苦労さまでした。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年5月8日

議 長 杉山 孝

議事録署名委員 小倉 和

関 和美